第百七十四条の二の次に次の一条を加える。

（株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得）

第百七十四条の三　更生会社の発行する売渡株式等についての株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別支配株主（会社法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第三号及び第百七十四条の二において同じ。）の氏名又は名称及び住所

二　会社法第百七十九条の二第一項各号に掲げる事項

三　特別支配株主が株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に際して更生債権者等に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

四　前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭の割当てに関する事項

第百七十七条の二第二項第四号中「第百十八条第一項」の下に「、第百七十九条第二項」を加え、「買取請求」を「請求」に改める。

第百八十三条第八号中「方法」の下に「及び監査等委員会設置会社である場合には設立時監査等委員（会社法第三十八条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。第十号において同じ。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役のいずれであるかの別」を加え、同条第九号イ中「（新会社が委員会設置会社である場合を除く。）」を削り、同号ホ中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同条第十号中「の設立時取締役」の下に「（新会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を、「おいて取締役」の下に「（新会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加える。

第二百十条第三項中「及び第八百二十九条」を「、第八百二十九条及び第八百四十六条の二」に、「訴え又は」を「訴え、」に改め、「確認の訴え」の下に「又は同法第八百四十六条の二第二項に規定する売渡株式等の取得の無効の訴え」を加える。

第二百十一条第一項中「おいて取締役」の下に「（更生会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「、第三号若しくは第七号」を「から第四号まで若しくは第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（株式の併合に関する特例）

第二百十一条の二　第百七十四条第一号の規定により更生計画において更生会社が株式の併合をすることを定めた場合には、会社法第百八十二条の二及び第百八十二条の三の規定は、適用しない。

第二百十三条の次に次の一条を加える。

（事業譲渡等に関する特例）

第二百十三条の二　第百七十四条第六号の規定により更生計画において事業譲渡等（会社法第四百六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる行為に限る。）をすることを定めた場合には、同法第二十三条の二の規定及び同法第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する商法第十八条の二の規定は、更生会社の債権者については、適用しない。

第二百十四条の次に次の一条を加える。

（株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する特例）

第二百十四条の二　第百七十四条の三の規定により更生計画において更生会社の特別支配株主が株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得をすることを定めた場合には、会社法第百七十九条の五、第百七十九条の七及び第百七十九条の八の規定は、適用しない。

第二百十六条第六項中「並びに第二百八十六条」を「、第二百八十六条、第二百八十六条の二第一項第一号並びに第二百八十六条の三」に改める。

第二百二十条第二項及び第五項中「第七百八十二条」の下に「、第七百八十四条の二」を加え、同条第六項中「第七百九十四条」の下に「、第七百九十六条の二」を加える。

第二百二十一条第二項及び第五項中「第八百三条」の下に「、第八百五条の二」を加える。

第二百二十二条第一項中「第七百八十二条」の下に「、第七百八十四条の二」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「第七百九十四条」の下に「、第七百九十六条の二」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合には、会社法第七百五十九条第二項から第四項まで及び第七百六十一条第二項から第四項までの規定は、更生会社の債権者については、適用しない。

第二百二十三条第一項中「第八百三条」の下に「、第八百五条の二」を加え、同条第二項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に、「及び第三項の」を「から第四項までの」に改める。

第二百二十四条第二項及び第五項中「第七百八十二条」の下に「、第七百八十四条の二」を加え、同条第六項中「第七百九十四条」の下に「、第七百九十六条の二」を加える。

第二百二十四条の二第二項中「並びに」を「、第八百三条」の下に「、第八百五条の二」を加える。

第二百二十五条第六項中「並びに」を「、第百二条の二並びに」に改める。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　施行日前に新会社法第四百六十七条第一項第二号の二に掲げる行為に係る契約が締結された場合におけるその行為については、前条の規定による改正後の会社更生法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に決議に付する旨の決定がされた更生計画の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第十九条中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

第四十三条第一項中「及び監査役の氏名」を「及び次に掲げる事項」に改める。

第五十八条第一項及び第九十四条中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第十五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第七十三条を次のように改める。

（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）

第七十三条　監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2　監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもって」とする。

第百十三条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　代表理事以外の理事であって、次に掲げるもの　四

(1)　理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(2)　当該一般社団法人の業務を執行した理事（(1)に掲げる理事を除く。）

(3)　当該一般社団法人の使用人